

地滑り調査基準の見直し及び危険性の高い地域の調査を求める意見書

近年、気象状況の変化が著しく、沖縄県をはじめ国内においても局地的また、広範囲で大雨による災害が多発し、令和3年6月29日に沖縄気象台は、「顕著な大雨に関する情報」を初めて発表した。その雨で本町でも土砂崩れが発生し、道路の崩落に伴う土砂が民間地へ流れ込み、擁壁全体を押し寄せ現在も危険な状態のままである。しかしながら、現行の国の基準で地滑り調査は、5ha以上でなければ対象外になる。西原町議会としては、危険性の高い地域について、早急な調査と近年の気象状況の著しい変化を鑑み、調査対象基準の見直しが必要と判断し、意見書を提出する。

記

1. 危険性が高い地域については、早急に調査を行うこと。
2. 近年の気象状況の著しい変化を鑑み、調査対象基準の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和3年9月29日

西原町議会

宛先 沖縄県知事

